

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第三百九十号

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）

第二十一条の規定により第十五期鳥取県地方労働委員会
労働者 委員候補者推薦要領を次のとおり定める。

昭和三十五年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員
候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

イ 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を
有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労
働組合法の規定に適合する労働組合であること。

ロ 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を
有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労
働問題を取り扱うことをおもな目的としているか又
はその業務の主要な部分としている使用者団体であ

◇ 告 示

目 次

第十五期鳥取県地方労働委員会労働者使用
者委員候補者推薦要領

母樹林の解除

母樹林の指定

基本測量の実施

豚コレラ予防注射及び牛の肝てつ検査の実
施

土地改良区の定款変更の認可

町営土地改良事業の認可

土地改良事業の認可

昭和三十五年度狩猟者講習会の開催

牛の流行性感冒予防注射及びビロプラズマ
病検査の実施

定期外健康診断の実施

◇ 選管告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙当選証
書の附与

ること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

（一）労働組合は、別紙（一）の推薦書に次の書類を添付して、所定の期間内に所轄労働事務所長を経由して知事に提出すること。

- イ 労働組合資格審査申請書（別紙（二））
- ロ 組合規約
- ハ 労働協約

別紙（一）

昭和 年 月 日

所在地

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

労働組合名又は使用者団体の名称

ニ その他資格立証に必要な資料

現在立証のため労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書（別紙（二））の備考欄に付記すること。

（二）使用者団体は、別紙（一）の推薦書を所定の期間内に所轄労働事務所長を経由して知事に提出すること。

四 推薦することができず候補者の数別に制限はないが、二人以上になる場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和三十五年八月十九日から
昭和三十五年九月二十四日まで

㊦

推薦書

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条の規定により鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	(労働者)所属組合名及び地位 (使用者)所属社事業場及び地位	(労働者)所属職場名及び地位	経歴	備考

（註） 経歴欄には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

別紙（二）

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

所在地

労働組合名及び代表者氏名

鳥取県地方労働委員会

会長 花 房 多 喜 雄 殿

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十

四号) 第五条第一項の規定により資格を審査してくださるよう左記書類を添付申請いたします。
記
一 労働組合規約
二 労働協約
三 その他

鳥取県告示第三百九十一号

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号) 第八条第一項の規定により、母樹の指定を次のおり解除する。

登録番号

所 在 地

樹 種

本数

所有者住所氏名

母樹母樹林別

鳥取県告示第三百九十二号

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号) 第三条第一項の規定により、母樹林として次のおり指定する。

所 在 地

樹 種

本数

所有者住所氏名

母樹母樹林別

鳥取県告示第三百九十三号

次のおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知を受けた。

指定番号

所 在 地

樹 種

本数

所有者住所氏名

母樹母樹林別

鳥取県告示第三百九十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及び牛の肝てつ、検査を実施するから、

鳥取県告示第三百九十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及び牛の肝てつ、検査を実施するから、

肝てつ、検査

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

鳥取県告示第三百九十五号

次のおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知を受けた。

昭和三十五年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

三、四等三角測量

二 作業期間

昭和三十五年八月二十二日から同年十月二十五日まで

三 作業地域

東伯郡東伯町、赤碓町、大栄町、西伯郡中山町

鳥取県告示第三百九十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及び牛の肝てつ、検査を実施するから、

すき

三五

八頭郡智頭町大字芦津四二番地 武田 克人

母樹林

あかまつ

八六

西伯郡大山町大字長田三五番地 飯田 久康

母樹林

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第六条の規定に基づき、豚及び牛の所有者に対して注射及び検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

豚コレラ及び肝てつ、予防のため

二 実施の区域

別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

肝てつ、検査

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

鳥取県告示第三百九十六号

昭和三十五年三月十五日付けをもつて、東伯郡東伯町長から申請のあつた町営土地改良事業（法万地区）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三において準用する同法第四十九条の規定により、昭和三十五年八月十六日認可した。

昭和三十五年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十七号

昭和三十四年九月二十四日付けで大瀬土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする用排水路土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十五年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十五年八月二十四日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡三朝町大瀬 大瀬土地改良区事務所

鳥取県告示第三百九十八号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第七条ノ二第一項の規定により、次のとおり昭和三十五年度狩猟者講習会を開催するので狩猟法施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第三条の規定により告示する。

昭和三十五年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 日時及び場所

- 九月九日午前九時から 八頭郡那家町 育英小学校講堂
午後四時まで
- 十日〃 岩美郡岩美町 岩美町役場会議室
- 十一日〃 米子市東町 明道小学校講堂
- 十二日〃 日野郡日野町 根雨公会堂
- 二十九日〃 倉吉市上井町 中央農協連会議室

〃 三十日〃

東伯郡東伯町 浦安公民館

十月一日〃

鳥取市吉方

鳥取県農業共済連会議室

二 講習科目

狩猟に関する法令

狩猟鳥獣の判別

猟具の取扱

鳥取県告示第三百九十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感冒予防注射及びピロプラズマ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射及び検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感冒及びピロプラズマ病予防のため

別表一 牛の流行性感冒予防注射

- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛の流行性感冒予防注射 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。ピロプラズマ病検査 牛。ただし、三才未満のもの
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射の方法 牛の流行性感冒予防注射 牛 流行性感冒予防液皮下注射 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

別表一 牛の流行性感冒予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	
八月二十四日	八月二十九日	日野郡日南町石見 石見家畜検査場

